

平成 30 年度あざれあ地域協働事業実施要綱

1 趣旨

この事業は、県の委託を受けて、特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議（以下、「交流会議」という）が実施する。静岡県内各地域の団体が、地域の自治組織、民間団体、教育機関、企業、市町等と連携、協働して、男女共同参画の理解を促進するために行う事業を助成する。

2 定義

この要綱において、男女共同参画とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

3 実施主体

交流会議

（チラシ等事業広報物には本事業「平成 30 年度 あざれあ地域協働事業」を記載すること）

4 事業内容

① 主題

協働による地域の男女共同参画推進事業を行う。

② 実施内容

次の A～C の事業をア～オのテーマで実施すること。

事業内容

A 地域において男女共同参画を進める研修会、講演会、意見交換会等の開催
（開催規模は参加者数 30 人以上、開催時間は 2 時間程度を目安とする）

B 男女共同参画啓発誌等の作成・発行
（製本をし、発行部数は 200 部以上とする）

C 男女共同参画の視点を入れた地域の課題解決のための調査・研究
テーマ

ア 政策や方針の決定の場における女性の参画拡大

イ 男女双方にとってのワーク・ライフ・バランスの実現

ウ 男女共同参画推進による地域力の強化

エ 人権の尊重による男女間の暴力の防止と格差是正

オ 女性の活躍推進

③ 募集対象及び募集团体数

地域の自治組織、民間団体、教育機関、企業、市町等と連携協働して②の事業を実践する静岡県内の地域で活動している団体、9団体程度。

5 助成の対象及び助成額

① 助成の対象

あざれあ地域協働事業に要する経費

計上できる経費は事業費、運営費とする。

事業費・・・謝金、交通費、印刷製本費、使用料

運営費・・・事務費、役員費 ※別紙「経理についてのお願い」参照

② 助成額

1事業 上限15万円

6 実施時期

平成30年9月～平成31年1月

7 応募方法

① 提出書類

A 応募申込書（様式第1号）

B 収支予算書（様式第2号）

C 実施団体の概要（様式第3号の1）

D 協働団体の概要（様式第3号の2）

② 募集締め切り

平成30年6月22日（金）必着

①の書類を②の締切日までに交流会議事務局まで送付のこと。

8 決定

選考委員会による書類選考の上、応募団体のプレゼンテーションにより決定し、通知する。（書類審査：7月5日（木）、プレゼンテーション審査：7月19日（木））

採点基準

1) 男女共同参画の視点をきちんと持っているか

2) 地域の協働事業であるか

3) ユニークで新たな視点、発想を持った事業か

4) 事業の効果が広く市民に及ぶ事業かどうか

5) 事業後も団体の活動が継続、発展し広がる事業か

6) 収支予算書の積算根拠が明確か

※過去に連続2回以上採択した団体は、これまでに採択された事業内容とは違う新規事業、あるいは新たな工夫がみられるものを受付ける。

※他の助成金・補助金と併せた応募は可能であるが、他からの助成金・補助金は、本事業の助成金額（上限15万円）を超えない金額までとする。

9 事業計画書の提出

事業実施日時等詳細が確定したら、下記書類を提出する。

（提出締切日：8月31日（金））

- ① 事業計画書（様式第4号）
- ② ちらし等がある場合は添付のこと。

10 変更の承認申請

事業内容の変更（軽微な変更を除く）、事業を中止または廃止しようとする場合は、決まり次第下記書類を提出し、交流会議代表理事の承認を得なければならない。

- ① 事業計画変更承認申請書（様式第6号の1）
- ② 事業計画変更書（様式第6号の2）
- ③ 変更収支予算書（様式第2号）

11 事業報告書の提出

事業完了後、速やかに事業報告書類を提出する。

（提出締切日：事業終了後1か月以内、平成31年2月8日（金）まで）

- ① 事業報告書（様式第5号）
（事業実績のわかるチラシ、写真、資料を添付のこと）
- ② 収支決算書（様式第2号）
（収支に関する領収書等関係書類も添付のこと）

領収書の提出・・・事業費確定のため、収支決算書とともに領収書も提出すること。なお、領収書は原本のコピーでもよい。また、物品購入の際には、本事業の購入品単独のレシートを提出すること。やむを得ずほかの購入品が混ざる場合は、本事業の購入品とわかるようにすること。

12 事業費請求の手続き

事業報告書類提出後、交流会議事務局において、収支決算書の内容を審査し、事業費確定通知書を送付する。

通知した日から起算して10日以内に下記の書類を提出する。

① 請求書（様式第7号の1）

13 事前請求について

事業費のうち、必要であれば講師料、講師交通費、会場使用料等については、算出の根拠になる書類を添えて、事前請求ができる。

① 事前請求書（様式7号の2）

14 事業報告会

すべての団体の事業終了後、事業報告会を開催する。各団体は、事業報告会に出席し、事業の報告をする。

※事業報告会 平成31年2月28日（木） あざれあで開催予定

15 問合せ、書類提出先

特定非営利活動法人 静岡県男女共同参画センター交流会議事務局

〒422-8063 静岡市駿河区馬淵 1-17-1（静岡県男女共同参画センターあざれあ3F）

TEL：054-250-8147 FAX：054-251-5085

E-mail：azareachiiki@gmail.com

URL：http://www.azarea-navi.jp/（関係書類ダウンロード先）